

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業

実施方針等に関する意見に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3	項目名	質問事項	回答
1	実施方針	2	第1	1	(5)	ウ		運営業務	配送、配膳業務を行うにあたり、配送校全校の見学の機会を頂けないでしょうか。	管轄校の見学会については、今後事業者からの要望も踏まえて検討します。
2	実施方針	3	第1	1	(5)	エ	(ウ)	事業者の収入	物価変動に基づいて料金改定を行うと記載がありますが、昨今の物価上昇、賃金上昇は想定外かと思慮します。15年間の事業リスクを緩和するには、日銀の建物サービスなどでは、物価・賃金の上昇率に適合出来ないのではと思慮します。維持管理業務の料金改定について、最低賃金の変動率をベースとすることをご検討いただけますでしょうか。	ご意見として承ります。
3	実施方針	3	第1	1	(5)	エ	(ウ)	事業者の収入	「～なお、物価変動に基づき、見直しを行う。」と記載が御座いますが、見直しの基準となる指標について想定を確認したく存じます。より実態に沿った物価改訂とさせていただきますたく、直近事例に倣って「最低賃金（愛知県）」もしくは「企業向けサービス価格指数 労働者派遣サービス」を指標として採用頂くことを希望いたします。	ご意見として承ります。物価変動による見直し方法については公募時に示します。
4	実施方針	4	第1	2	(2)			選定の手順	募集要項時に公表されるかと存じます落札者の評価基準につきまして、昨今のPFI手法による給食センター整備事業においては事業として成熟し標準化されてきていること、また昨今の建築資材や人件費の急騰もあり、応札価格に大きな差が付きづらいつと考えられます。施設整備業務およびその後の維持管理運営業務のサービス品質が確保される事業者選定となるためにも、金額重視とならないように、価格評価点の比率及び、計算方法についてご検討いただきたく何卒よろしくお願ひいたします。	ご意見として承ります。
5	実施方針	4	第1	2	(4)			提案上限価格の公表	昨今の物価高騰を踏まえた、提案条件価格の設定をお願い致します。	ご意見として承ります。
6	実施方針	5	第2	2	(1)			事業者の募集・選定スケジュール	募集要項公表後も直接対話の機会を設けて頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。募集要項公表後に直接対話を実施する場合は公募時に提示します。
7	実施方針	5	第2	2	(1)			事業者の募集・選定スケジュール	募集要項に関する質問に対する回答公表が4月、参加表明書の受付が5月となっておりますが、参加表明書類に関する質問を行った場合、日程によっては回答後の各社からの収集取り纏めがかなりタイトになると予想されます。参加表明書類に関する質問回答を前倒しにする等スケジュール面でご配慮頂けますと幸いです。	ご意見として承ります。
8	実施方針	5	第2	2	(1)			事業者の募集・選定スケジュール	要求水準書（案）P55「ケ管轄校内での配膳業務」を記載していただいておりますが、配膳業務の詳細な運用（配膳室の場所や受け渡し場所等）を確認させていただきたく、管轄校での現地見学会のご検討を何卒宜しくお願い致します。	No.1の回答を参照ください。
9	実施方針	6	第2	2	(2)	エ		現地見学会	前並調理場及び稲口調理場以外の貴市運営中の調理場も見学させていただきますでしょうか。	ご意見として承ります。東部第1・第2調理場の見学会については、今後事業者からの要望も踏まえて検討します。
10	実施方針	8	第2	3	(1)	カ		応募者の構成等	「優先交渉権者は、仮契約締結までに春日井市内にSPCを設立し、」と記載がありますが、SPCの設立場所について、本事業用地を所在地として登記することは認めて頂きたく、ご検討をお願いいたします。	不可とします。
11	実施方針	8	第2	3	(1)	ケ		応募者の構成等	「代表企業、構成企業及び協力企業には、可能な限り市内に本店を有する者を含むように努めること。また、下請等の契約、原材料及び什器備品等の購入等の契約は、可能な限り市内に本店を有する者との間で契約締結すること。なお、応募者が提出した提案書類の評価にあたっては、市内に本店を有する者の活用や市内雇用の創出等について評価することを予定している。」とありますが、春日井市内に本店がある企業が限られてくるため、本店又は支店への変更をご検討いただきたいです。	ご意見として承ります。評価の方法等は、公募時に提示します。
12	実施方針	8	第2	3	(1)	ケ		応募者の構成等	市内企業の評価は、市内に本社がある企業のみが評価の対象となっておりますが、事業者の再委託先として市内企業が参加した場合や、市内企業への発注金額を評価の対象とするようご検討いただけますでしょうか。	ご意見として承ります。参加資格要件を変更する場合は追加回答を行います。

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業

実施方針等に関する意見に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3	項目名	質問事項	回答
13	実施方針	9	第2	3	(2)	イ	(イ)	応募者の参加資格要件	建設企業の参加資格要件に「市内に本店を有する者を1者以上含むこと。」とあります。春日井市内に本社・本店を有し、かつ建設業法に基づく総合評定値（建築工事業）が650点以上の企業数は限られていることや、昨今の市況により、市内企業に参画していただけない可能性が考えられます。より多くの企業が参加しやすいように、市内企業の参画を参加資格要件とするのではなく、市内企業への発注金額や、構成企業や協力企業として参加する企業数への評価、また、参加する市内企業について総合評定値が650点以下の場合と650点以上の場合に評価を分けるなど、提案書の加点要素として評価していただけないでしょうか。	No. 12の回答を参照ください。
14	実施方針	9	第2	3	(2)	イ	(イ)	応募者の参加資格要件	「市内に本店を有する者を1者以上含むこと。」との記載がございます。春日井市内に本社・本店を有し、かつ建設業法に基づく総合評定値（建築工事業）が650点以上の企業数には限りがあり、また昨今の人手不足やPFI事業特有のリスク等により、JVや構成企業等としての参画が難しい場合がございます。より多くの企業が本事業に応募できるよう、参加資格について「市内に支店及び営業所を有する者」も含めて頂けないでしょうか。また、「総合評定値650点以上」について点数の引き下げや、建築工事業だけでなく土木工事業一式の追加もご検討をお願いいたします。	No. 12の回答を参照ください。
15	実施方針	9	第2	3	(2)	イ	(イ)	応募者の参加資格要件	参加資格要件に、「市内に本店を有する者を1者以上含むこと。」と記載がございますが、春日井市内に本社・本店を有し、かつ建設業法に基づく総合評定値（建築工事業）が650点以上の企業数には限りがあります。昨今の人手不足やPFI事業特有のリスク等により、JVや構成企業等としての参画が難しい場合がございますので、市内企業の参画は参加資格要件ではなく、提案書の「地元企業への発注率」等で評価していただきたく、ご検討をお願いいたします。	No. 12の回答を参照ください。
16	実施方針	9	第2	3	(2)	イ	(イ)	応募者の参加資格要件	建設企業の参画資格要件において、「市内に本店を有する者を1社以上含むこと。」と記載がありますが、春日井市内に本社・本店を有し、建設業法に基づく総合評定値（建築工事業）が650点以上の企業数は限られております。また、昨今の人で不足などの要因により、市内企業が構成企業及び協力企業として参画していただけない可能性もございます。より多くの事業者が参加できるように「市内に本店を有する者を1社以上含むこと」を見直していただき、提案書の性能評価点に反映されるようにしていただきたく何卒宜しくお願い致します。	No. 12の回答を参照ください。
17	実施方針	9	第2	3	(2)	イ	(イ)	業務別の参加資格要件	「市内に本店を有する者を1者以上含むこと」とありますが、PFI事業においては市内企業が出資や長期案件に伴う物価高騰リスク（上昇分が満額補填されない）等を理由に構成企業及び協力企業として参画を望まない場合がございます。したがって、より多くの事業者が参加できるよう参加資格要件ではなく提案書（地元貢献：市内企業への発注額）で評価するにさせていただきますでしょうか。	No. 12の回答を参照ください。
18	実施方針	9	第2	3	(2)	イ	(イ)	業務別の参加資格要件	「市内に本店を有する者を1者以上含むこと」とありますが、市内従業員の雇用および経済効果などは支店および営業所でも同様の効果が得られると思われ。「市内に本店・支店及び営業所を有する者を1者以上含むこと」として、より多くの参加ができる条件としていただけないでしょうか。地元貢献に関する評価として、一次下請け・二次下請けまでの評価で検討いただけますでしょうか。また、市内企業は他の協力企業として応募した場合であっても、優先交渉権を獲得できなかった場合には、優先交渉権獲得事業者の協力企業または下請けとして参加できるように記載いただけますでしょうか。	No. 12の回答を参照ください。
19	実施方針	9	第2	3	(2)	イ	(イ)	業務別の参加資格要件	「市内に本店を有する者を1者以上含むこと」につきまして、市内企業（建築工事・電気工事・管工事）が他市事例の物価変動契約内容に準じて施工した場合、事業契約書に記載されと思われる指標の建設物価指数に対して、実際の物価上昇金額が合わない場合について、SPCの特性として各構成企業または協力企業に不足分の工事金額は負債となり、市内企業の大きな負担となった事例があります。市内企業の負担軽減となるよう、参加要件の「市内に本店を有する者を1者以上含むこと」の見直し、または事業契約書において各項目ごと（「建築」「設備」）をご採用いただけませんでしょうか。	No. 12の回答を参照ください。

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業

実施方針等に関する意見に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3	項目名	質問事項	回答
20	実施方針	10	第2	3	(2)	イ	(イ)a	業務別の参加資格要件	建設業務に当たる者として、「建築工事」「電気工事」「管工事」のそれぞれ実施する建設工事の種類につき特定建設業の許可を受けていることとあります。本件では工事が区分けして記載されているため、工事ごとに物価変動を適合させるため「建築」と「設備」の指標をご採用頂けますでしょうか。	ご意見として承ります。
21	実施方針	11	第2	3	(4)	ア		提案書類の取扱い	著作権について、「提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他、市が必要と認める場合、優先交渉権者の提案書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。」とありますが、公表する範囲については、優先交渉権者と協議のうえで決定するものとする等への変更をご検討いただきたいと思います。それぞれのコンソーシアムでの提案内容となるため、協議させていただきたいと考えます。	公表にあたっては、優先交渉権者に事前に確認するものとします。
22	実施方針	14	第3	2				リスク分担表 (案) 17.18	令和7年3月の本契約以降、令和8年4月の建設開始までにおける、物価スライドを起因とする工事価格の見直しについて、実施方法含め方針等を募集要項で提示していただくことを要望します。また、物価スライドの起算日は、公募日または入札日（提案書提出日）でお願いいたします。	ご意見として承ります。物価スライドの詳細については、公募時に提示します。
23	実施方針	14	第3	2				リスク分担表 (案) 17.18	施設供用開始前の物価変動リスクの負担者として、「市○」「事業者△」となっておりますが、物価スライドによるサービス対価の変更において、基準日を債務負担項の設定時とするなど、限りなく前倒しとし、適用する指標も建設物価調査会の指標とするなど、できる限り実勢を反映した指標としていただきたく存じます。	No. 22の回答を参照ください。
24	実施方針	14	第3	2				リスク分担表 (案) 17.18	施設供用開始前の物価スライドによるサービス対価の変更において、対象となる費用は建設業務だけでなく、工事監理、厨房設備、什器・備品等の施設整備に含まれる費用も対象としていただきたく存じます。	No. 22の回答を参照ください。
25	実施方針	14	第3	2				リスク分担表 (案) 17.18	施設供用開始前の物価スライドによるサービス対価の変更において、全体スライド条項だけでなく、単品スライド条項やインフレ条項も設け、幅広い協議方法を確保していただきたく存じます。（全体スライドでもカバーできない物価上昇に対応できるようにしていただきたいという主旨です）	No. 22の回答を参照ください。
26	実施方針	14	第3	2				リスク分担表 (案) 17.18	物価変動について、市「○」、事業者「△」となっておりますが、施設整備期間、維持管理運営期間それぞれでスライドの設定があるとの理解でよろしいでしょうか。一定までは事業者負担となる具体的な数値が決まっていましたら、ご教示ください。また、物価スライドの起点についても想定があればご教示ください。公告日や入札日とすることをご検討いただきたいと思います。	No. 22の回答を参照ください。
27	実施方針	15	第3	2				リスク分担表 (案) 68	維持管理・運営の異物混入・食中毒の整理No. 68「調理・配送に起因する異物混入等」のリスクは事業者が負担者となっておりますが、学校の教職員等も配膳業務に協力する想定（学校配送品の受け取り）となっているのであれば、市側も同様に負担者となっていただきたくご検討をお願い致します。	ご意見として承ります。異物混入・食中毒のリスク分担については、公募時に提示します。
28	要求水準書 (案)	4	第1	3	(4)			遵守すべき法令等	法令等は、事業契約締結時点での最新版を使用することとありますが、事業契約締結時ですと提案書提出時点において法令変更リスクを想定することは困難なことから、提案書提出時点での最新版に変更していただけないでしょうか。	原文の通りとします。ただし、提案にあたっては、提案時において想定される最新版とします。法令変更があった場合は、事業契約書に基づき必要に応じて要求水準書の変更等を行う想定です。
29	要求水準書 (案)	27	第3	2	(3)			調理・配送リハーサル	可能であれば、実際の配膳業務（配膳ワゴンへの積載や校内移動の練習）を想定したリハーサルを実施したいと考えております。配膳員の指導ならびに時間を意識した作業を実施するためにも必要な作業だと考えております。	ご意見として承ります。
30	要求水準書 (案)	28	第3	2	(4)	イ		施設案内DVDの作成	施設案内DVD作成について、完成時期の目安の明記がありませんが、「施設紹介の映像（施設の概要、施設内外物流、給食調理から配送・配膳までの流れ）及び食育に利用できる映像」とあり、開業前後の提出は難しいと思慮します。映像資料においては、「市との協議により別途期間を定めるものとする」などを要求水準書に明記することをご検討いただきたく何卒宜しくお願い致します。	ご意見として承ります。

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業

実施方針等に関する意見に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3	項目名	質問事項	回答
31	要求水準書 (案)	35	第4	2	(5)			什器備品保守管理業務	維持管理業務の什器備品保守管理業務は、「事務備品保守管理業務」に変更したほうが良いかと思慮します。 事由としては、什器備品の定義は「調理備品と事務備品を総称したもの」とありますが、什器備品保守管理業務や運営備品保守管理業務の記載内容から業務において混同する部分がございます。施設等の要求性能も含めて整理していただけると助かります。	ご意見として承ります。
32	要求水準書 (案)	37	第4	2	(6)	イ	(f)a(j)	建物全般	長期休暇時に清掃を行うものがありますが、冬休みの期間が短く、作業調整が非常に困難になることが予想されます。作業時期および回数は事業者提案に委ねるものとしていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
33	要求水準書 (案)	37	第4	2	(6)	イ	(f)b(e)	給食調理エリア	長期休暇中に特別清掃を実施することありますが、冬休みの期間が短く、作業調整が非常に困難になることが予想されます。作業時期および回数は事業者提案に委ねるものとしていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
34	要求水準書 (案)	37	第4	2	(6)	イ	(f)c(e)	一般エリア	長期休暇中に清掃を行うものがありますが、冬休みの期間が短く、作業調整が非常に困難になることが予想されます。作業時期および回数は事業者提案に委ねるものとしていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
35	要求水準書 (案)	38	第4	2	(6)	イ	(g)h	建築設備	排水管の高圧洗浄は長期休暇毎に行うものがありますが、冬休みは期間が短く、作業調整が非常に困難になることが予想されます。作業時期および回数は事業者提案に委ねるものとしていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
36	要求水準書 (案)	51	第5	3	(1)	ウ	(i)k	配送回収業務	全国の学校給食の配送業務をしている中で学校側のプラットフォームが低く車両が斜めになっており、労災リスクがある学校も見られます。本事業の管轄校においてもそのような学校がある場合、作業者の安全も重要であると考えているため、将来的な学校側の改修などもご検討いただきたく、何卒宜しくお願い致します。	ご意見として承ります。
37	要求水準書 (案)	71	第6	2	(2)	エ		駐車場	「本件施設建設予定地に市職員用10台程度及び外来者用4台程度の駐車スペースを設置すること」とありますが、現状の面積では従業員用駐車場の確保も難しいと考えております。市職員用及び外来者用駐車場を最低限にさせていただきたくご検討をお願い致します。	市職員用と外来者用を合わせて10台程度に改めるよう検討します。詳細は公募時に提示します。
38	要求水準書 (案)	71	第6	2	(2)	エ		駐車場	本件施設建設予定地において、従業員雇用の観点などを考慮した場合、現状の面積では従業員用駐車場が不足していると考えております。予定地以外に駐車場用地と駐車場代の費用をご検討いただけますでしょうか。	敷地内で駐車場用地を確保できない場合は、事業者において建設予定地周辺に確保していただくことを想定しています。その際の費用は事業費に含めることを想定しています。
39	要求水準書 (案)	71	第6	2	(2)	エ		駐車場	本件施設建設予定地において、現状の面積では従業員用駐車場が不足していると考えております。市職員用駐車場および外来者用駐車場 合計14台を減らしていただくご検討は可能でしょうか。	No. 37の回答を参照ください。
40	要求水準書 (案)	71	第6	2	(2)	エ		駐車場	本件施設建設予定地の面積では必要な駐車台数が確保できないと考えております。現在の前並調理場で働かれている方の従業員数・駐車場利用者数・自転車通勤者数を教えていただけますでしょうか。	現在、自動車通勤している従業員は、正規職員12人中10人、午前パート職員は20人中20人、午後パート職員は15人中9人、駐車場の最大台数は午前中の30台です。その他は自転車通勤です。
41	要求水準書 (案)	72	第6	3	(1)	ア	(7)i	建築	「2階のトイレや排水等は、給食調理エリアの汚染作業区域及び非汚染作業区域に配慮した計画」とありますが、手洗い等の雑排水も配慮しなければならなくなった場合、食堂・会議室の手洗い設備を部屋に設置せず、廊下などに計画しても宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
42	要求水準書 (案)	72	第6	3	(1)	ア	(7)i	建築	「2階のトイレや排水等は、給食調理エリアの汚染作業区域及び非汚染作業区域に配慮した計画」につきまして、白衣の洗濯・乾燥を外部に委託しても宜しいでしょうか。また、その場合外部委託に関する追加費用はお認めいただくことはできますでしょうか。	白衣の洗濯・乾燥方法は事業費の範囲内において、事業者の提案に委ねます。
43	要求水準書 (案)	78	第6	3	(4)	イ	(エ)	機械設備	排気フードに水フィルターを設置することが条件となっておりますが、スチームコンベクションオープン上部に設置した場合、他市給食センターでは水フィルター部（底部に水が溜まる構造）にスチームコンベクションオープンから排出される蒸気熱があたり、結露が発生してスチームコンベクション上部に落下して、その後扉部上部より結露水が落下した事例があります。食材に万が一結露水が落下した場合、食中毒の危険が考えられます。指定の根拠をご教示いただけませんか。実際に貴市が採用されている場合、安心して検討できるように長期休暇時などに稼働している状況を見学させていただきませんか。	東部第1・第2調理場で運用しており、効果があるものと考えています。東部第1・第2調理場の稼働状況の見学については、ご意見として承ります。今後事業者からの要望も踏まえて検討します。

実施方針等に関する意見に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	小項目 3	項目名	質問事項	回答
44	その他							入札保証金	貴市契約規則の中で、「契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。」と記載がありますが、事業者の負担が非常に大きいと感じます。同様のPFI案件では「免除」となることが多く、「免除」として頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。詳細は公募時に示す予定です。
45	その他							契約保証金	貴市契約規則の中で、「契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない」と記載がありますが、総事業費の1割となりますと事業費に大きく影響し、事業者の負担が非常に大きいと感じます。同様のPFI案件で多く採用されています施設整備期間は「施設整備費の100分の10以上」、維持管理運営期間は「維持管理運営費の1年分の100分の10以上」、もしくは「免除」に変更して頂けないでしょうか。	No. 44の回答を参照ください。
46	その他							参加表明書等	※募集要項等の公表時に提示いただく内容ですが、事前に要望として記載させていただきます。 参加表明にかかる様式（参加表明書等）は連名方式ではなく、個別記入方式にいただけないでしょうか。構成員の押印・書類回付の都合を考慮し、一社ごとに個別記入・差入れする形式としていただけますと幸いです。	ご意見として承ります。